

大田原市教育委員会教育長の任命について

大田原市教育委員会教育長の任期満了に伴い、市議会9月定例会で同意を得て、次の方が任命されました。
任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日です。

問総務課 本6階
TEL 0287-23-8702

○再任 篠山 充氏
(滝沢)

大田原市教育委員会委員の任命について

大田原市教育委員会委員の任期満了に伴い、市議会9月定例会で同意を得て、次の方が任命されました。
任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日です。

問総務課 本6階
TEL 0287-23-8702

○再任 川上 聖子氏
(本町1丁目)

○新任 千本 博美氏
(佐久山)

大田原市監査委員の選任について

大田原市監査委員の任期満了に伴い、市議会9月定例会で同意を得て、次の方が選任されました。
任期は、令和6年9月25日から令和10年9月24日です。

問総務課 本6階
TEL 0287-23-8702

○新任 藤田 昌子氏
(狭原)

火災予防用絵画審査結果

市防火管理協会では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚、普及啓発を目的に市内各小中学校の小学校5年生～中学校2年生までの4学年から火災予防用絵画を募集しました。応募総数47点を審査した結果、以下の7名の方が入賞されました。(敬称略)

問大田原市防火管理協会事務局(大田原消防署内)
TEL 0287-28-5100

【小学校5年生の部】

最優秀賞 黒田 彩葉(川西小学校)
優秀賞 渡邊 綜嗣(須賀川小学校)

【中学校1年生の部】

最優秀賞 深澤 功一郎(金田南中学校)

【小学校6年生の部】

最優秀賞 吉成 優衣(黒羽小学校)
優秀賞 伊藤 愛永(紫塚小学校)

【中学校2年生の部】

最優秀賞 渡邊 梅花(金田北中学校)
優秀賞 手塚 劉斗(親園中学校)



黒田 彩葉さん(川西小5年)

コラム～見つけました ささえ愛～ Vol.32

めいせいかい 明声会(金田地区)

明声会は、明宿地区全戸でお金を出し合って「明宿自治公民館」を建てたことをきっかけに、有志7～8人で集まってスタートし、現在は大森 江久子 さんを中心に活動しています。建築当時に買ったカラオケ機材を利用し、カラオケをしながらみんなでおしゃべりしたり、カラオケの歌詞を暗記する脳トレなどをしたりしています。

コロナ禍前には、メンバー数人で老人ホームを訪問し、歌やフラダンスなどを披露しており、今後、再開できればまた行きたいと話していました。

ご夫婦で参加されている方は「この会に参加したことで夫婦共通の話題ができて楽しい」と話されていました。

どなたでも参加できる「明声会」に、お気軽に足を運んでみてはいかがでしょうか。

- 日時 毎月第1・第3(土) 19:00～21:00
- 場所 明宿自治公民館(中中原1350)
- 費用 無料

問大田原市社会福祉協議会 TEL 0287-23-1130



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指標として、「健全化判断比率等」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。今回は、令和5年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

●令和5年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率 (単位：%)

区分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	令和5年度の結果
実質赤字比率 一般会計などにおいて、歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率。財政運営の悪化の度合いを示すもの。	—	—	12.53	20.0	/	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため、算定されませんでした。
連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字)の標準財政規模に対する比率。市全体の財政運営の悪化の度合いを示すもの。	—	—	17.53	30.0	/	
実質公債費比率 一般会計などにおける公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3か年の平均)。公債費への財政負担と資金繰りの程度を示すもの。	6.7	6.2	25.0	35.0	/	単年度の比率が上昇し、今年度の比率として用いる3か年平均も上昇しました。
将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。	21.0	37.0	350.0	/	/	地方債の残高が減少したことなどにより、前年度に比べ比率は下降しました。
資金不足比率 上水道・下水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率。経営状態の悪化の度合いを示すもの。	—	—	/	/	20.0	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため、算定されませんでした。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。
※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字や資金不足ではないため、「—」で表示しています。

●対象となる会計

地方公共団体には、議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上されている「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う「特別会計」があります。健全化判断比率の算定は、特別地方公共団体である須賀川財産区を除くすべての会計を対象としています。

さらに、那須地区広域行政事務組合、那須地区消防組合など、市が負担金や補助金を支出している団体なども比率算定の対象となります。

●健全化判断区分および取り組み

判断区分	取り組み
健全段階	①指標の公表 ②健全な財政運営の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県から勧告がある
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起すことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起すことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県から勧告がある

●今後の財政運営

令和6年度は、歳入の大宗を占める市税については、円安や物価高騰の影響により不透明な状況です。一方、歳出については、児童手当の拡充や各種福祉施策の実施による社会保障関係経費の増加が見込まれています。歳出に対し、不足する歳入については、前年度の繰越金や、国や金融機関などからの借入金である地方債の発行により対応することとしています。

健全化判断比率から判断される本市の令和5年度末の財政状況は、法律の定める「早期健全化基準」は下回っているものの、実質公債費比率および将来負担比率は県内他市と比べると高い比率で推移しており、今後も比率の上昇を抑えるため、徹底した歳入確保、歳出削減に取り組むとともに、計画的な財政運営に努めてまいります。

国民健康保険・後期高齢者医療
保険証とマイナンバーカードが一体化します



問 国保年金課 本 2階
 TEL 0287-23-8857

12月2日以降、現行の健康保険証は、新たに発行されません。
 マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前の登録が必要です。「マイナ保険証」の登録は、お早めをお願いします。
 詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。



令和6年12月2日以降の有効期限の保険証をお持ちの方

現在お持ちの保険証は、マイナ保険証の有無にかかわらず、保険証の有効期限まで使用できます。
 なお、就職などで保険者が変わった場合や、12月2日以降に転居などで保険証の記載情報が変わった場合は、使用できなくなります。

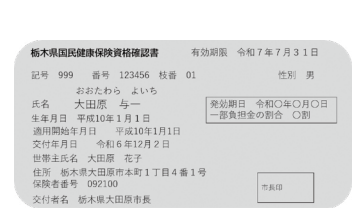
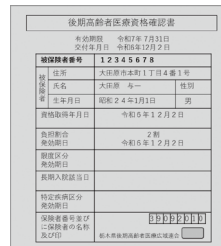
▶マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付します

マイナ保険証をご利用ください。なお、お手元の保険証の有効期限(令和7年7月31日)を迎える前に、ご自身の被保険者資格などを簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を交付します。

▶マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します

お手元の保険証の有効期限(令和7年7月31日)を迎える前に、保険証に代わる「資格確認書」を交付します。新規で国民健康保険に加入するときは、手続きの際に交付します。医療機関などを受診するときに提示することで、今までどおり保険診療を受けられます。

後期高齢者医療の方は、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間、新規加入時や券面事項に変更が生じたとき、被保険者証の紛失に伴い再交付を申請するときは、マイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」の交付対象となります。



マイナ保険証をご利用ください

健康保険証としてずっと使える！

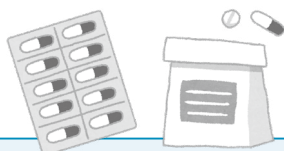
就職や転職・引越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証として使い続けられます。ただし、加入する健康保険証が変わったときは、これまでどおり加入・脱退の手続きが必要です。

確定申告の医療費控除の申請が簡単に！

医療費の領収書を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報が記録されます。記録された医療費は、e-Taxに連携することで確定申告のときに医療費控除の手続きが簡単にできます。

よりよい医療が受けられる！

医療機関などを受診するときに、本人が情報提供に同意すると、過去に処方された薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有できます。初めて受診する医療機関・薬局でも、医師・薬剤師がデータを確認することができるため、よりよい医療が受けられます。



手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

高額な医療費がかかるときは、医療機関などで全額を支払った後に支給申請をしたり、事前に「限度額適用認定書」の申請をしたりと市役所での手続きが必要でしたが、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がなくなり、負担を少なくできます。
 ※住民税非課税世帯の方が、長期入院該当時に食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途手続きが必要です。